

# 日本年金機構法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

日本年金機構（以下「機構」という。）は、この法律に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）に関する業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金」という。）に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とすること。（第一条関係）

### 二 基本理念等

1 機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営に

おける公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。(第二条第一項関係)

2 厚生労働大臣及び機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基礎となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体(3において「被保険者等」という。)の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならないこと。(第二条第二項関係)

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならないこと。(第二条第三項関係)

### 三 法人格等

機構の法人格、事務所等に関し所要の規定を設けること。(第三条から第八条まで関係)

## 第二 役員及び理事会並びに職員

### 一 役員

1 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人を置くこと。（第九  
条第一項関係）

2 機構に、役員として、1の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができること。（第九  
条

## 第二項関係）

### 二 理事会

機構に理事会を置くことその他理事会の任務、会議等に関し所要の規定を設けること。（第十条及び

## 第十一条関係）

### 三 役員の職務及び権限等

1 理事長は、機構を代表し、その業務を総理すること。（第十二条第一項関係）

2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理す  
ること。（第十二条第二項関係）

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理すること  
。（第十二条第三項関係）

4 監事は、機構の財務の状況及び機構の業務（業務に際しての個人情報管理を含む。）の状況を監査すること。（第十二条第四項関係）

#### 四 役員の内命等

1 理事長及び監事は、厚生労働大臣が、副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命すること。（第十三条関係）

2 役員の内命は、二年とすること。（第十四条第一項関係）

3 役員の内格条項、解任等役員に關し所要の規定を設けること。（第十五条から第十八条まで関係）

#### 五 役員及び職員の内位

機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、刑法その他の罰則の内適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。（第二十条関係）

#### 六 役員の内報酬等及び職員の内給与等

1 役員に對する報酬及び退職手当は、その役員の内業績が考慮されるものでなければならぬこと。（

第二十一条第一項関係）

2 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないこと。（第二十二條第一項關係）

### 第三 服務

#### 一 服務の本旨

1 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持つて、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならないこと。（第二十三條第一項關係）

2 役職員は、任命権者に対して、1の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならないこと。（第二十三條第二項關係）

#### 二 役職員の秘密保持義務

役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。（第二十五條關係）

#### 三 制裁規程

1 機構は、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。（第二十六条第一項関係）

2 1の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律等若しくはこの法律等に基づく命令若しくはこの法律等に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならないこと。（第二十六条第二項関係）

#### 第四 業務

##### 一 業務の範囲等

###### 1 業務の範囲

(1) 機構は、第一の一の目的を達成するため、厚生年金保険法及び国民年金法の関係規定による権限に係る事務等を行うこと。（第二十七条第一項関係）

(2) 機構は、(1)の業務のほか、児童手当法、健康保険法、船員保険法等の関係規定による権限に係る事務等を行うこと。（第二十七条第二項関係）

## 2 被保険者等の意見の反映

機構は、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。（第二十八条関係）

## 3 年金事務所

機構は、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。こと。（第二十九条関係）

## 4 年金委員

厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。こと。（第三十条第

### 一項関係）

## 5 業務の委託等

(1) 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、その業務の一部を委託することができる。こと。（

### 第三十一条第一項関係）

(2) (1)により委託を受けた者等の秘密保持義務に関し所要の規定を設けること。(第三十一条第二項及び第三項関係)

## 6 業務方法書

機構は、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。(第三十二条第一項関係)

## 二 中期目標等

### 1 中期目標

厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこと。(

## 第三十三条関係)

### 2 中期計画

機構は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。(第三十四条関係)



### 3 年度計画

機構は、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。（第三十五条関係）

### 4 業務の実績に関する評価

厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績及び中期目標の達成状況について、評価を行わなければならないこと。（第三十六条及び第三十七条関係）

### 三 年金個人情報保護

1 厚生労働大臣及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、特定された利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこと。（第三十八条第四項関係）

2 厚生労働大臣及び機構は、1にかかわらず、相当な理由のあるときに限り、特定された利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができると。（第三十八条第五項関係）

## 第五 財務及び会計

### 一 財務諸表等

機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。（第四十一条第一項関係）

### 二 会計監査人の監査等

機構は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこと。（第四十二条第一項関係）

### 三 交付金

1 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。こと。（第四十四条第一項関係）

2 政府は、1の交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した交付金の用途を明らかにするものとする。こと。

（第四十四条第二項関係）

#### 四 その他

事業年度、会計原則、借入金、財産の処分の制限等機構の財務及び会計に関し所要の規定を設けると。(第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十五条から第四十七条まで関係)

#### 第六 監督

##### 一 報告及び検査

厚生労働大臣は、この法律等を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができること。(第四十八条第一項関係)

##### 二 業務改善命令

厚生労働大臣は、第四の二の4の評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができること。(第四十九条第一項関係)

### 三 法令違反等の是正

厚生労働大臣は、一により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は会計が、法令若しくはこれに基づく処分等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務又は会計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。（第五十条第一項関係）

### 第七 雑則

機構は、年金事務所の設置の状況その他の機構の業務運営及び組織に関する情報を公表しなければならないこと。（第五十一条関係）

### 第八 罰則

第三の二に違反して秘密を漏らした者、第六の一による報告をせず、又は虚偽の報告等をした者等に対する罰則に関し所要の規定を設けること。（第五十七条から第六十条まで関係）

### 第九 附則

#### 一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 第九の三から五まで 公布の日

2 第九の八の2の(1) 平成二十年十月一日

## 二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

## 三 基本計画

1 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。（附則第三条第一項関係）

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (附則第三条第二項関係)

(1) 機構が自ら行う業務と委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

(2) 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。 (附則第三条第三項関係)

#### 四 設立委員等

1 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させること。 (附則第五条第一項関係)

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならないこと。 (附則第五条第二項関係)

#### 五 職員の採用

1 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。 (附則第八条第一項関係)

2 社会保険庁長官は、1の提示がされたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意味を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。 (附則

#### 第八条第二項関係)

3 2の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用されること。 (附則第八条第三項関係)

4 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。 (附則第八条第五項関係)

## 六 業務の特例

機構は、当分の間、第四の一の1の業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の関係規定による権限に係る事務等を行うこと。（附則第十八条第一項関係）

七 厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法及び船員保険法の一部改正（附則第十九条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十五条関係）

1 社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とすることに関する事項

社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法及び船員保険法（以下「厚生年金保険法等」という。）における社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とすること。

2 厚生労働大臣の権限に係る事務の機構への委任に関する事項

(1) 厚生年金保険法等における厚生労働大臣の権限に係る事務について、その一部を機構に行わせるものとする。こと。（厚生年金保険法第百条の四第一項、国民年金法第百九条の四第一項、児童手当法第二十二條第三項、健康保険法第二百四條第一項及び船員保険法第百五十三條第一項関係）

(2) 機構は、(1)において厚生労働大臣から委任を受けた権限に係る事務のうち、滞納処分、滞納処分



のための財産調査（以下「滞納処分等」という。）その他厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣自らその権限を行使するよう求めることができ、厚生労働大臣は、当該求めがあつた場合において必要があると認めるとき又は機構が天災その他の事由により権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、当該権限の全部又は一部を自ら行うものとし、その場合には、公示等を行うこと。（厚生年金保険法第百条の四第二項から第六項まで、国民年金法第百九条の四第二項から第六項まで、児童手当法第二十二条第四項、健康保険法第二百四条第二項から第四項まで及び船員保険法第一百五十三条第二項から第四項まで関係）

(3) (1)及び(2)のほか、機構による権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による権限の行使に關し必要な事項は厚生労働省令で定めること。（厚生年金保険法第百条の四第七項、国民年金法第百九条の四第七項、健康保険法第二百四条第四項及び船員保険法第一百五十三条第四項関係）

### 3 厚生労働大臣の権限の財務大臣への委任に關する事項

(1) 厚生労働大臣は、2の(2)において自ら行うこととした滞納処分等及び国税徴収の例によるものと

される徴収に係る権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が、滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができること。（厚生年金保険法第百条の五第一項から第四項まで、国民年金法第百九条の五第一項から第四項まで、児童手当法第二十二條第四項、健康保険法第二百四條の二第一項及び船員保険法第百五十二條の二第一項関係）

- (2) (1)において委任を受けた権限等について、財務大臣は国税庁長官に委任し、また、国税庁長官は国税局長に、国税局長は税務署長に、それぞれ政令で定めるところにより、委任することができること。（厚生年金保険法第百條の五第五項から第七項まで、国民年金法第百九條の五第五項から第七項まで、児童手当法第二十二條第五項から第七項まで、健康保険法第二百四條の二第二項及び船員保険法第百五十三條の二第二項関係）

機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法等を記載し厚生労働大臣の認可を受けた滞納処分等実施規程に従って、徴収職員に行わせなければならないこと。（厚生年金保険法第百条の六及び第百条の七、国民年金法第百九条の六及び第百九条の七、健康保険法第二百四条の三及び第二百四条の四並びに船員保険法第百五十三条の三及び第百五十三条の四関係）

#### 5 機構が行う立入検査等に関する事項

機構は、受給権者調査や立入検査等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。（厚生年金保険法第百条の八、国民年金法第百九条の八、健康保険法第二百四条の五及び船員保険法第百五十三条の五関係）

#### 6 機構への事務の委託に関する事項

(1) 厚生労働大臣は、厚生年金保険法等における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせるものとする。こと。（厚生年金保険法第百条の十第一項、国民年金法第百九条の十第一項、児童手当法第二十二條第八項、健康保険法第二百五条の二第一項及び船員保険法第百五十三条の八第

一項関係)

(2) 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により(1)において委託を受けた事務の全部又は一部を行ふことが困難又は不適當となつたと認めるときは、当該事務の全部又は一部を自ら行ふものとする。 (厚生年金保険法第百条の十第二項、国民年金法第百九条の十第二項、健康保険法第二百五条の二第二項及び船員保険法第百五十三条の八第二項関係)

(3) (1)及び(2)のほか、機構又は厚生労働大臣による当該委託に係る事務の実施に関し必要な事項は、

厚生労働省令で定めること。(厚生年金保険法第百条の十第三項、国民年金法第百九条の十第三項、健康保険法第二百五条の二第二項及び船員保険法第百五十三条の八第二項関係)

7 機構が行う収納に関する事項

厚生労働大臣は、会計法の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができること。(厚生年金保険法第百条の十一、国民年

金法第百九条の十一、健康保険法第二百四条の六及び船員保険法第百五十三条の六関係)

八 その他関係法律の整理等

1 国家公務員共済組合法の一部改正

地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員をもって組織する組合を廃止し、当該廃止に伴い必要な経過措置を設けること。（附則第三十三条から第四十三条まで関係）

2 厚生労働省設置法の一部改正

(1) 地方厚生局が分掌する厚生労働省の所掌事務として保険医療機関等に対する指導及び監督等の事務を追加すること。（附則第七十条関係）

(2) 社会保険庁に関する規定を削除すること。（附則第七十一条関係）

3 その他

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第四条、第六条、第七条、第九条から第十七条まで、第二十六条から第三十二条まで、第四十四条から第六十九条まで及び第七十二条から第七十四条まで関係）